



LIFEデータの活用で 現場が描く将来像

株式会社ねこの手
代表取締役
伊藤 亜記

LIFEに関する現場の声

- ▶ LIFEって何ですか？介護事業所からお客様の「障害高齢者の日常生活自立度」「認知症高齢者の日常生活自立度」を聞かれますが。
(居宅介護支援事業所 介護支援専門員)
- ▶ 科学的介護推進体制加算は何ですか？
LIFEに関連した加算はケアプランに、どのように位置づけすれば良いですか？
(居宅介護支援事業所 介護支援専門員)
- ▶ LIFEを導入することになりましたが、データ入力自分一人に任されており、事務負担が増えて困っています。(介護老人福祉施設 機能訓練指導員)
- ▶ LIFEは計画、記録、請求が一气通貫のはずなのに、うちの施設は計画、記録が以前の内容のままで、評価に基づかないようにもなっていない。
このまま請求し続けると不正請求になるのではないかと怖いです。
(介護老人福祉施設 看護主任)





LIFEに関する質問（概要）

▶ Q1 LIFEとは簡単にいうとどんなものですか。

(A) LIFEとは、介護施設・事業所で行っているケアの内容・計画や利用者の状態などをインターネット上の公式サイトから一定の様式で入力すると、その結果が厚労省で分析されてフィードバックされるという仕組みです。介護施設・事業所ではこれを活用してケアの質の向上に取り組むことができます。

介護現場においては、ケアを行う際に、（1）まずどんなケアを行うかについての計画書を作成した上で、（2）その計画書に基づいてケアを行い、（3）次にそのケアによる利用者の状態を確認し、（4）その結果を踏まえて計画を見直すことを通じて、よりよいケアを実施できるようにしていくこと（いわゆるPDCAサイクル）が重要です。

この一連の取組を推進するために、介護現場において、あるケアを行った場合の利用者の状態を一定の基準で記録し、それをパソコン上の入力画面に入力して厚労省に送信すると、そのデータを分析・評価した結果が返信（フィードバック）されるという仕組みを、厚労省が構築いたしました。

この仕組みは令和2年にCHASEという名前でスタートしましたが、令和3年4月より、リハビリテーションの分野で先行して運用されていた同様の仕組みであるVISIT（通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集システム）と統合され、LIFE（科学的介護情報システム/Long-term care Information system For Evidence/ライフ）となりました。



▶ Q2 LIFEを活用するとどんなメリットがありますか。

(A) 介護現場において、利用者のためにいろいろなケアの取組が進められていますが、どういうケアをやればうまく行くかとか、自施設・事業所で行っているケアは他の施設・事業所のケアに比べてレベルはどうなんだろうかという点は、ケアの内容と利用者の状態のデータを一定の基準でとって分析・評価をしないと正確なところはわからない面があります。このような取組を「データを活用した科学的介護」といいますが、LIFEはこの取組を全国的に同一の仕組みのもとで行える仕組みです。

国内の全介護事業者が対象となりますので、ケアに関する最大のビッグデータを構築することができ、ここからケアの向上を図るための様々な分析が可能となります。この全国データから見えてくる介護の質の向上を図るための知見は、いわば国内の全介護事業者の財産ともなりうるものです。

また、介護保険報酬においても、令和3年度からLIFEの活用を要件とする加算が設けられ、その加算の取得の促進を通じてLIFEへの取組が支援されています。



▶ Q3 LIFEを活用するための流れを簡単に教えてください。

(A) LIFEを活用するには、インターネットに接続されたパソコンが必要です。パソコンからLIFEのサイトを開いて新規利用申請を行うと、LIFEを利用するための「起動アイコン」のダウンロード方法やログインID・パスワードなどの必要情報が記載された葉書が厚労省から送付され、LIFEの活用をはじめることができます。

LIFEでは、データ登録を行う職員のユーザー登録をした上で、介護サービス利用者の登録を行い、介護サービス利用者ごとのケアや状態に関するデータを登録（入力）します。なお、登録（入力）は、介護記録ソフトに記録しているデータを取り込む「CSV取り込みによる登録」と、画面上からの手入力で行う「入力フォームからの登録」の2種類の方法があります。



▶ Q4 LIFEを活用するための流れについてもう少し具体的に教えてください。

(A) (1) LIFEの利用申請とサイトへログイン

パソコンからLIFEのサイト (<https://life.mhlw.go.jp/>) を開き、画面上の「新規登録」ボタンをクリックします。必要な入力をして利用申請をすると、厚労省からログインIDやパスワードが記載された葉書が届きます。この葉書に記載されているURLから「起動アイコン」をダウンロードして、ログインIDとパスワードを入力するとLIFEの活用をはじめることができます。

※これまでCHASEまたはVISITを利用していた場合、ID・パスワードはLIFEでも引き続き利用可能です。また、CHASEとVISITを両方利用している場合、CHASEのID・パスワードに統一されます。

※令和2年度中に「科学的介護データ提供関連サービス（CHASE）に関するお知らせ」の葉書を受領している場合、その葉書に記載されている情報によりLIFE（CHASE）を利用することができます。葉書をなくしてしまいログインIDやパスワードがわからない場合は、ヘルプデスクへ問い合わせてください。



(2) ユーザー登録

次にログインしたLIFEのサイト上で、ユーザー登録をします。施設・事業所の管理者の「管理ユーザー」登録と、実際にLIFEへの入力作業を行う職員の「操作職員」登録の2種類を行います。

(3) 介護サービス利用者登録

次に介護サービス利用者（各高齢者）の基本情報の登録をします。登録は、(1)介護記録ソフトによって記録したケア記録データを一度CSVという汎用的なデータ形式に変換し、それをパソコンを通じてLIFEへ取り込む「CSV取り込みによる登録」という方法と、(2)LIFEのサイト上で手入力によって行う「入力フォームからの登録」という方法の2種類があります。



(4) 様式登録（データ入力）

「様式登録」とは、計画書等の各種様式の情報、すなわち実施したケアの内容や利用者の状態に関するデータを、LIFEへ登録することです。これも、介護記録ソフトからのデータの取り込みで行う「CSV取り込みによる登録」と画面上からの手入力で行う「入力フォームからの登録」の2種類の方法があります。

(5) フィードバック

全国の介護施設・事業所で入力されたデータは、匿名化されて厚労省のデータベースに蓄積されます。蓄積したデータによるフィードバック情報は、各介護事業者がLIFEのサイト上でデータ請求のための簡単な入力を行うことで取得することができるようになる予定です。フィードバック情報を踏まえて、施設・事業所で定められた計画書を見直し、日々のケアを改善していくことが期待されます。



▶ Q5 LIFE（旧・CHASE）はどんな経緯でできたのですか。

（A）介護保険制度は、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするだけではなく、高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援することを理念とした制度です。その理念を実現するために、医療分野の「エビデンスに基づく医療」のように、介護分野においても科学的手法に基づく分析を進め、エビデンスを蓄積して活用していくことが必要です。そこで、平成29年に厚労省が「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」を設置し、介護に関するサービス・状態等を収集するデータベースについて議論を開始しました。どのようなデータを収集し、どのように介護現場へフィードバックするのか、検討会において取りまとめが行われました。

これを受けて、令和2年5月からCHASEの運用を開始し、全ての介護事業所での利用が可能になるとともに、モデル事業（調査研究事業）の実施を通して、約650事業所がデータ登録を行い、蓄積したデータの分析や、フィードバック情報の検討が行われました。さらに令和3年4月から、CHASEとVISITがLIFEとして一体的に運用され、すべての介護事業所で利用できるようになりました。



LIFEに関する質問(入力)

- ▶ Q6 LIFEへの入力はその程度の頻度で行うことになりますか。毎日分のケアの記録を毎日入力しないといけないのでしょうか。

(A) LIFEへの入力は毎日可能ですが、厚労省においてデータが処理されるのは当該月の翌月の10日になります。このため、データは毎日入力してもよいですし、1月分をまとめて翌月10日までに入力しても差し支えないということになります。

フィードバックの仕組みについては現在開発中であり、原則として入力されたデータが1月単位で評価されて提供される見込みですが（最大6月単位もありうる）、月末現在のデータや処理日の10日現在のデータで評価するのか、月内の平均値等で評価するのか等は今後決められるようです。仮に毎日入力した場合、前日までのデータを上書きをすることなく日々のデータとしてサーバーに記録され、各日の入力データはそれぞれ一定の様式に印刷することができますが、フィードバックのためにどのデータが使われるかは現時点では未定ということになります。



一方、加算を算定するために必要となるデータの入力の頻度は、フィードバックのために必要な入力の頻度とは観点が異なり、加算ごとにデータの頻度が定められ、令和3年3月16日付け厚労省通知により示されました。

基本的には、科学的介護推進体制加算・ADL維持等加算が6ヶ月に1回、その他の加算は3ヶ月に1回がベースとなります。

ただし、例えば、栄養の加算の場合等で、利用者によって入力の頻度が変わる場合があります。

また、頻度は3ヶ月に1回であったとしても、利用者ごとに評価のタイミングが異なれば毎月何らかのデータを入れていくことになるかとは思いますが。（つまり、入所月のずれなどで評価月が均等にばらけるとすれば、一月に利用者の3分の1ずつの情報を入れていくことになるという意味です。）

なお、経過措置として、データ提出のタイミングに経過措置が設けられており、令和3年3月16日付け厚労省通知により示されました。



▶ Q7 LIFEにデータ入力するにはどんな方法がありますか。

(A) LIFEへの利用者の基本情報の登録（介護サービス利用者登録）と、毎回のケアや状態に関するデータの入力（様式登録）の方法としては、（1）介護記録ソフトによって記録したケア記録データを一度CSVという汎用的なデータ形式に変換し、それをパソコンを通じてLIFEへ取り込む「CSV取り込みによる登録」という方法と、（2）LIFEのサイト上で手入力によって行う「入力フォームからの登録」という方法の2種類があります。

▶ Q8 LIFEにデータを手入力する場合、全体的にどんな流れになりますか。

(A) (1) 各施設においては必ず日々のケアの記録をとっていますが、LIFEにデータを手入力する場合、その記録用紙に基づいてパソコンでLIFEのサイトに直接手入力することになります。

ここでその入力を効率的するために、日々のケアの記録様式のことこここの項目に記載されたデータを抜粋してLIFEのサイトへ入力するというルール化して、もし日々のケアの記録様式と整合性が悪ければ見直ししておく必要があります。

なお、LIFEのサイトへ入力すべきデータの項目は、現時点では「加算別のLIFE様式」に示されているところですが、正式には厚労省から通知によって示される見込みです。

(2) LIFE対応していない介護記録ソフトを使う場合、パソコンで入力したデータ又は各職員が保有するモバイル端末からパソコンに送られてきたデータを、一度紙に印字して、改めて(1)と同じ手続きでLIFEのサイトへ入力することになります。

(3) LIFEのサイトへ入力するのは、各スタッフが自分で行ったケアの分を責任もって行うのか、入力する担当を決めておくのかは、各施設・事業所の判断によります。

(4) なお、入力する内容に関して、管理者が内容の確認をする場合もありますが、決裁印を押すような手間はできるだけ避け、日常的に記録の内容に問題がないようなら確認行為を簡素化していくことが望ましいと考えられます。





- ▶ Q9 LIFEにデータ入力後、データが消失したり崩れたりすることが多いのですが。

(A) LIFEのサイトはログインをした後に、データの入力がしばらく行われないと、サーバーの負担軽減やセキュリティの確保の観点から、概ね20分程度で自動的にログアウトされるしくみになっています。その際に入力途中のデータが消失したり崩れたりすることがあります。入力途中のデータを保持するためには、一度「保存」処理をしてサイト側のサーバーにデータを保存する必要があります。



▶ Q10 LIFEに介護記録ソフトからデータ入力をする場合、全体的にどんな流れになりますか。

(A) 施設・事業所で用いている介護記録ソフトで、LIFE対応のものを用いている場合の手続きの流れは、概ね次のようになります。

(1) 利用者別の記録について、介護記録ソフトにパソコンで入力したデータ、又は各職員が保有するモバイル端末からパソコンに送られてきたデータを、パソコン上でCSVという汎用的なデータ形式に変換します。その変換の仕方は各介護記録ソフトによって異なります。

(2) CSVに変換されたデータは、LIFE上で「外部データ取込」機能を用いて、取り込むファイルを選択することによってLIFEに取り込みます。なお、取り込むファイルは複数選択することが可能です。



- ▶ Q11 LIFEに対応した介護記録ソフトは、介護記録ソフトに入力さえすれば、LIFEへ入力すべきデータはすべて満たしていると考えてよいでしょうか。

(A) LIFEに対応した介護記録ソフトの入力項目については、厚労省から各介護記録ソフトのベンダーに対して、LIFEに入力すべき全ての項目が介護記録ソフトからCSVで出力され、追加で手入力でLIFEにデータ入力しなくてもすむように依頼しているとのことです。ただしLIFE対応ソフトとしての認証制度があるわけではないため、すべての入力項目が対応しているソフトであるかどうかは個別に確認が必要です。



- ▶ Q12 記録したデータをLIFEに入力できる介護記録ソフトは具体的にどれですか。また今対応できないものはいつ頃対応できるようになりますか。

(A) 現在利用している介護記録ソフトや導入しようとお考えの介護記録ソフトが、記録した情報をLIFEに入力できるものかどうかは、その介護記録ソフトのベンダーにお問い合わせください。



- ▶ Q13 LIFEにデータ入力ができる介護記録ソフトを整備するためには通常いくらかの投資が必要になりますか。

(A) 介護記録ソフトとしてどんな種類のものをどの規模で導入するか、導入を契機に施設内のWiFi環境を整備し各職員にモバイルの記録機器を持たせることとするかどうかなどによっても変わりますので、各ベンダー等とご相談ください。



- ▶ Q14 LIFEにデータ入力をできる介護記録ソフトの整備に対する公的な補助がありますか。

(A) 令和2年第3次補正予算において、地域医療介護総合確保基金によって、介護記録ソフトやWiFi環境の整備などに対して75%以上の補助を行えることとなりました。ただし補助対象となるソフトには一定の要件（記録・情報共有・請求が一気通貫にできること、日中のサポート体制を常備していることなど）を満たしていることが必要です。



▶ Q15 LIFEにデータ入力をできる介護記録ソフトを整備するに当たってどんな点に留意が必要ですか。

(A) LIFEにデータ入力をできる介護記録ソフトを整備するに当たって次の点にご留意ください。

(1) 介護記録ソフトは、そのソフトで記録したデータをCSV形式のデータに変換してパソコン上でLIFEへ転送できる「LIFE対応の介護記録ソフト」である必要があります。

(2) LIFE対応の介護記録ソフトは、介護記録機器やWi-Fi環境（施設内の無線設備）を含め、地域医療介護総合確保基金（ICT導入支援事業）によって経費の75%の以上の補助を受けることができます。ただし補助対象となるソフトには一定の要件（記録・情報共有・請求が一气通貫にできること、日中のサポート体制を常備していることなど）を満たしていることが必要です。



(3) LIFE対応の介護記録ソフトは、通常の業務記録を行うことで、介護記録ソフトとしての機能、LIFE対応項目の入力、国保連への介護報酬請求がまとめてできるものもあれば、LIFE対応項目の入力ができるだけのものもあります。また例えば特養に追加された「ADL維持加算」において介護報酬改定の一連の改修の範囲内で対応できるものもあれば、新たにリハビリテーションシステムを追加購入しないとならないシステムもあります。これらの機能やその拡張性の確認が必要です。

(4) 介護記録ソフトは介護現場の生産性向上に役立つものと期待されており、見守りセンサー、職員用インカムなどの他のICT機器（Wi-Fi環境含む）とあわせて用いることによりさらにその効果をあげることが期待できます。しかし各職場の実情にあわせた業務全体の見直しや、ICT機器を利用した新しい業務の実施方法に関する職員への指導などを伴わずに単純にソフトやICT機器を導入するだけだと、かえって手間になったり、使われなくなったりする例も報告されておりますので、これらを総体的によく考えていくことが不可欠です。



(5) 各種のICT機器の間で情報連携をする場合、自社製品間でしかできないものと他社製品間でもできるものがあります。自社製品間でしか情報連携できない製品の場合、機器間のデータ連携が困難で非効率となったり、職員が複数社の端末機器を身につけなければならなかったり、ある機器を他社製品に入れ替える際に全部の機器を入れ替えなければならなかったりなどの問題が発生することがありますので留意が必要です。



- ▶ Q16 LIFEに入力すべきデータを一度EXCELで整理した上で、LIFEに入力できますか。

(A) LIFEに入力すべきデータを一度EXCELで整理した上で、LIFEに入力する機能は、現時点でLIFEには装備されていません。LIFEのサイトから入力すべき項目を示した様式を印刷し、そこに記入したデータをLIFEに入力することで対応していただくこととなります。



- ▶ Q17 CHASEにおいては、介護サービス利用者の氏名等の個人情報厚労省には送信されず、施設・事業所のパソコンのブラウザー内に保存されると説明されていますが、LIFEにおいては利用者情報の登録に当たって、利用者の同意は不要と考えてよろしいですか。

(A) 介護報酬改定に関する厚労省Q&AのVol.3(令和3年3月26日) 問17において、次のように示されております。

「L I F Eの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いただくが、L I F Eのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。」



LIFEに関する質問 (フィードバックデータの活用方法)

- ▶ Q18 LIFEのデータを入力した場合、どんな形でフィードバックが受けられますか。

(A) 入力されたデータは、厚労省内で全国のデータが集められて分析されます。自施設・事業所分の結果は各事業者がLIFEのサイト画面上で所定のボタンをクリックすることで表示することができます。表示されるフィードバックの内容は、表形式のものもありますし、グラフ化されて視覚的にわかりやすくされるものも含まれる予定です。その分析結果を踏まえて、施設・事業所で定められた計画書を見直し、日々のケアを改善していくことが期待されます。



Q19 LIFEのデータのフィードバックの頻度やタイミングはどのようになりますか。

(A) フィードバックの仕組みは現在開発中であり、令和3年4月分（5月10日までに入力）を5月にフィードバックすることから始まりますが、現時点ではフィードバックの頻度は原則1ヶ月に1回が想定されています（加算によって最大6ヶ月に1回程度となる可能性があります）。



▶ Q20 LIFEのデータのフィードバックは、利用者単位ですか施設・事業所単位ですか。

(A) フィードバックは、利用者単位のもの、施設・事業所単位のものがあります。

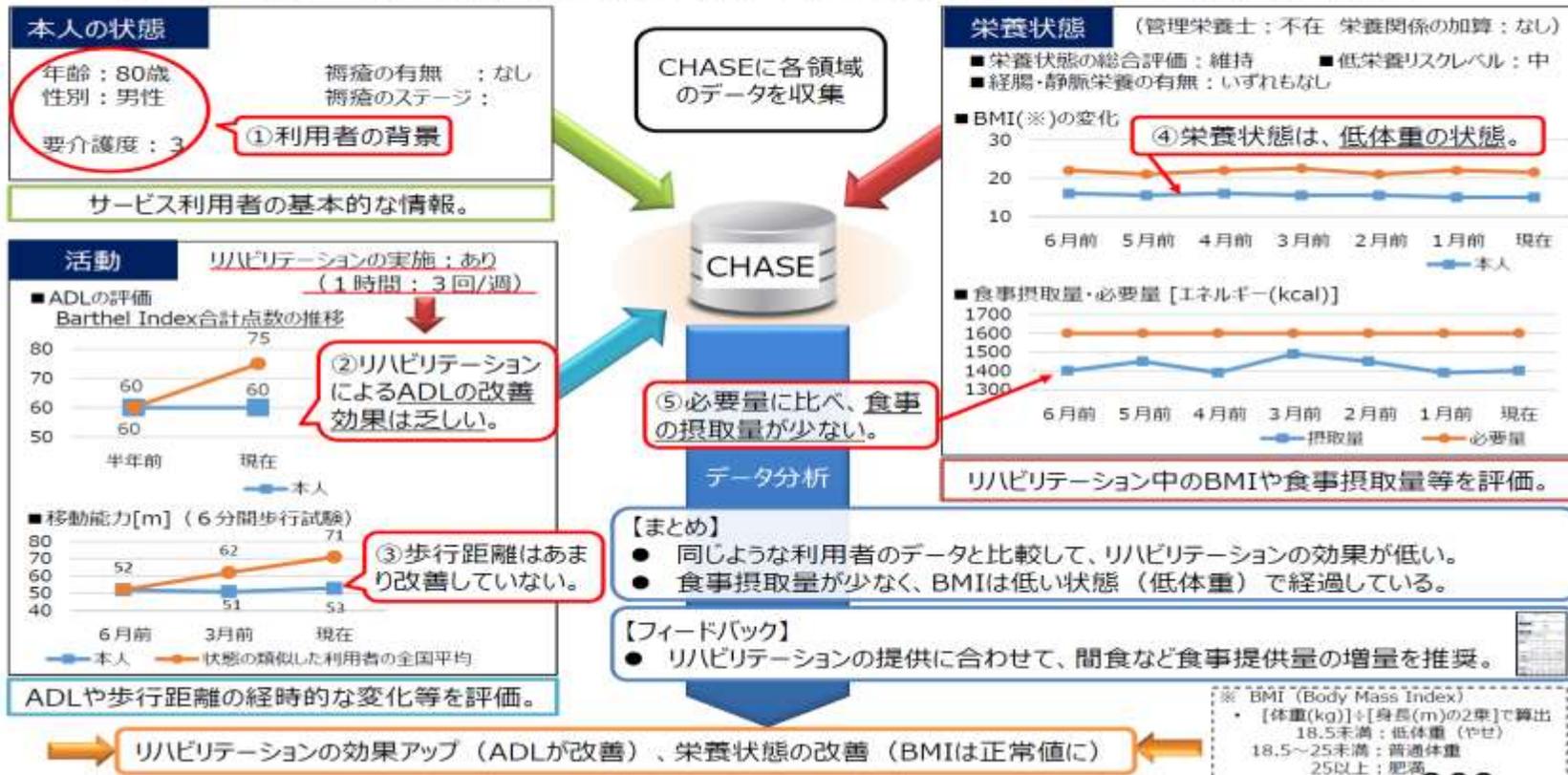


- ▶ Q21 LIFEのデータのフィードバックを受けて、ケアの質の向上を図る取組は、例えばどんなイメージで進めることになりますか。

(A) LIFEを使ったケアの質の向上の取り組みがイメージできるように一例です。

個別化された自立支援・科学的介護の推進例（イメージ）

例：リハビリテーションの提供に応じた、最適な栄養の提供について評価（利用者単位）





①80歳・男性・要介護度3の利用者の一例です。②これまでリハビリを頑張ってきましたがLIFEのフィードバックをみると通常であればバーセルインデックスが半年で60あがるのに本人は改善がないことがわかります。③移動能力も改善してません。④今度は栄養状態をBMIで見えてみると、平均より低い水準で推移していることがわかります。⑤摂取カロリー数も必要より少ないことがわかります。

ということからリハの効果がないのは食事摂取量が少ないためではないかという仮説を立てることができ、食事量を増やす取り組みをしてみるとADL、BMIが改善してきた・・・という流れが考えられます。

なお、事業所単位のフィードバック票では、施設全体のADL合計点の分布を全国平均と比較したり、一定期間での平均の推移を確認することもできますし、低栄養リスクの分布や認知機能、口腔機能についても確認できるようになる予定です。



- ▶ Q23 LIFEの活用が介護報酬の加算に反映する仕組みはどうなっていますか。LIFEに入力すれば自動的に加算されるのですか。

(A) 加算の要件の詳細は厚労省より通知によって示されますが、LIFEの活用について保険者等に届出を行う必要があります。LIFEに入力すると自動的に加算されるわけではありません。

LIFEの活用が要件となっている介護報酬の加算を算定するためには、基本的には、その加算要件を満たしている場合に、国保連の介護報酬の請求のシステム上でその加算を算定する旨の簡単なチェックを入れることとなります（LIFEに入力した内容を改めて国保連のシステムに入力する必要はありません）。

なお加算の算定において計画書の作成（変更）が必要となる場合は、それをLIFEから印字することができます。



▶ Q24 LIFEに利用者全員分を入力しないといけない加算はどれですか。

(A) LIFEに施設・事業所の利用者全員分のデータを入力するのかどうかは、そのデータの入力によって取得しようとしている加算の種類によって異なります。

なおLIFEを活用する場合、まずは施設・事業所がLIFEを活用する体制をとっていることを評価する基本的な加算である「科学的介護推進体制加算」を算定することとなる場合が多いと考えられます(※)が、これは、利用者全員にLIFE対応した場合に算定されるものです。

(※) 「該当者にLIFE対応した場合にサービス単位で算定できる加算」だけを算定して、「科学的介護推進体制加算」を算定しないということも不可能ではありません。



- (1) 利用者全員にLIFE対応した場合算定
 - 科学的介護推進体制加算
 - ADL維持等加算
 - 栄養アセスメント加算
 - 自立支援促進加算
 - 褥瘡マネジメント加算
 - 排せつ支援加算
- (2) 該当者にLIFE対応した場合算定
 - リハビリテーションマネジメント加算
- (3) 該当者にLIFE対応した場合上位区分に算定
 - 個別機能訓練加算
 - 口腔機能向上加算
 - 口腔衛生管理加算



- ▶ Q25 LIFEへの入力の頻度が2ヶ月以上ごととされている加算の場合、入力していない月の加算はどうなりますか。

(A) 仮に3ヶ月に一度入力が必要とされている加算であれば、中間の2ヶ月間は入力がなくても3ヶ月後にデータ入力があれば、当該3ヶ月間は加算を算定することが可能ということになります。ただし、その中間の2ヶ月間は、入力がないとしてもそれ以外の要件は満たしていないといけないこととなります。



- ▶ Q26 LIFE対応の加算を取得する場合、「科学的介護推進体制加算」をとることが基本になると思いますが、そのためにはどんな要件を満たさなければいけませんか。

(A) 「科学的介護推進体制加算」を算定するための要件は単純で、6ヶ月に1回の頻度で、全員分、様式のデータを入力し、フィードバックを活用していただくこととなります。

入力すべき項目は、科学的介護推進加算の様式である「科学的介護推進に関する評価」に示された項目となります。

なお各加算については入力時期における経過措置が定められておりますが、「科学的介護推進体制加算」についてもその対象となっております。

■LIFEへの提出情報について

詳細は、令和3年3月16日 厚生労働省老健局老人保健課介護保険最新情報（Vol.938）をご確認ください。

(<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0317104150569/ksvol.938.pdf>)



●科学的介護推進体制加算

通所サービス、居住サービス及び多機能サービス通所サービス、居住サービス及び多機能サービスにおける科学的介護推進体制加算

事業所の全ての利用者について、別紙様式1（科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス））にある下記項目に係る情報提出が必要。

- やむを得ない場合を除き、すべて提出
 - ・「評価日」
 - ・「前回評価日」
 - ・「障害高齢者の日常生活自立度及び認知症高齢者の日常生活自立度」
 - ・「総論（ADL及び在宅復帰の有無等に限る。）」
 - ・「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」の各項目に係る情報
- 必要に応じて提出することが望ましい
 - ・「総論（既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る。）」
 - ・「認知症（任意項目に限る。）」の各項目に係る情報

なお、フィードバックについては必須情報以外も含め提出された情報に基づき実施されるものであること。

<提出頻度>	<提出情報の時点>
既存の利用者：加算の算定を始める月の翌月10日まで	当該算定開始時における情報
新規の利用者：サービス利用を始めた月の翌月10日まで	当該サービスの利用開始時における情報
2回目以降：少なくとも6ヶ月ごとに翌月10日まで	前回提出時以降の情報
サービス終了する利用者：サービスを終了する月の翌月10日まで	当該サービスの利用終了時における情報

※情報提供すべき月にできない時は、直ちに届け出が必要です。この場合、利用者全員について加算が算定できません。

■LIFEへの提出情報について

詳細は、令和3年3月16日 厚生労働省老健局老人保健課介護保険最新情報（Vol.938）をご確認ください。

(<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0317104150569/ksvol.938.pdf>)



●科学的介護推進体制加算

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護老人福祉施設における科学的介護推進体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)

施設における入所者全員について、別紙様式2（科学的介護推進に関する評価（施設サービス））にある下記項目に係る情報提出が必要。

●やむを得ない場合を除き、すべて提出

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)：

- ・「評価日」
- ・「前回評価日」
- ・「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」
- ・「総論（ADL及び在宅復帰の有無等に限る。）」
- ・「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)：科学的介護推進体制加算(Ⅰ)で必須とされる情報に加え

- ・「総論（既往歴及び同居家族等に限る。）」

●必要に応じて提出することが望ましい

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)：

- ・「総論（既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る）」
- ・「認知症（任意項目に限る）」

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)：

- ・「総論（服薬情報に限る）」
- ・「認知症（任意項目に限る）」

なお、フィードバックについては必須情報以外も含め提出された情報に基づき実施されるものであること。

<提出頻度>	<提出情報の時点>
既存の利用者：加算の算定を始める月の翌月10日まで	当該算定開始時における情報
新規の利用者：サービス利用を始めた月の翌月10日まで	当該サービスの利用開始時における情報
2回目以降：少なくとも6ヶ月ごとに翌月10日まで	前回提出時以降の情報
サービス終了する利用者：サービスを終了する月の翌月10日まで	当該サービスの利用終了時における情報

LIFEへの提出情報について

詳細は、令和3年3月16日 厚生労働省老健局老人保健課介護保険最新情報（Vol.938）をご確認ください。

(https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0317104150569/ksvol_938.pdf)



科学的介護推進体制加算

介護老人保健施設及び介護医療院における科学的介護推進体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)

施設における入所者全員について、別紙様式2（科学的介護推進に関する評価（施設サービス））にある下記項目に係る情報提出が必要。

●やむを得ない場合を除き、すべて提出

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)：

- ・「評価日」
- ・「前回評価日」
- ・「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」
- ・「総論（ADL及び在宅復帰の有無等に限る）」
- ・「口腔・栄養」
- ・「認知症（必須項目に限る）」

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)：科学的介護推進体制加算(Ⅰ)で必須とされる情報に加え

- ・「総論（既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る）」

●必要に応じて提出することが望ましい

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)：

- 「総論（既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る）」
- 「認知症（任意項目に限る）」

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)：

- 「認知症（任意項目に限る）」

< 提出頻度 >	< 提出情報の時点 >
既存の利用者：加算の算定を始める月の翌月10日まで	当該算定開始時における情報
新規の利用者：サービス利用を始めた月の翌月10日まで	当該サービスの利用開始時における情報
2回目以降：少なくとも6ヶ月ごとに翌月10日まで	前回提出時以降の情報
サービス終了する利用者：サービスを終了する月の翌月10日まで	当該サービスの利用終了時における情報



- ▶ Q27 科学的介護推進に関する評価という様式の中で認知症の診断日が不明であったり、記入できない場合はどうしたらよいか。

(A)発症日については、70歳頃あるいは80歳頃のように大体の発症年について、対応する「年」を入力して下さい。また、「日」が分からない場合は、「15日」と入力して下さい。「月」も分からない場合は、「6月」と入力して下さい。



- ▶ Q28 L I F Eに直接入力する場合、個別機能訓練計画書の病名欄は「病名を入力し、選択してください」となっているが、医師の診断名によっては、選択肢のなかに無い病名がある。その場合の対応方法を教えていただきたい。

(A)病名ですが、WHO（世界保健機関）の定めたICD-10と呼ばれる国際的に統一された基準で定められた国際疾病分類を用いておりますので、そちらに準じてご入力をお願いしております。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeii/>にある、ICD10コードに記載されている項目「分類単位」の“最小”、“細分類あり”の病名について入力可能です。現状、自由記述はできないためこれに近い病名として入力することをご提案しています。



- ▶ Q29 経過措置の適用について データ提出の経過措置に係る計画書（例）
はいつ、どのような形でどこに提出をするのか？
- ▶ (A)経過措置に係る計画書は、特に提出して頂く必要はありませんが、実地指導等で提示をもとめられた時は速やかに提示出来るよう、事業所で保管しておいて下さい。また、令和3年4月から加算を算定する場合は、4月時点の評価結果を提出して頂く必要がありますが、介護保険最新情報VOL973に記載しておりますLIFEの導入についての問題で、5月10日までに提出できないという理由でなければ、経過措置の対象とはなりません。



▶ Q30 4月から算定の申請をしているが、評価入力にあたり、4月にお亡くなりになられた方についても入力が必要なのか。

(A)加算算定の条件として、LIFE活用が要件となっている加算を算定するのであれば4月に亡くなられた方についても評価は必要となります。ただし、亡くなられてしまい評価が不可能となってしまった場合には、入力は不要です。

▶ Q31 令和3年4月に1回のみ利用された方で5月に入所されてしまった方のサービスの終了した月の報告はいつ行えばよいのか。

(A)令和3年4月のデータを提出して頂ければ、終了月のデータ提出はしなくても大丈夫です。



- ▶ Q32 ADL評価で排尿コントロールについて、日中はトイレに行っている人が夜のみオムツで介助を受けている人の評価はどのようにすればよいか。

(A) 5点（部分介助）と評価して下さい。

- ▶ Q33 4月からの加算取得に伴い、計画書等の記載について、現入所者全員、開始日については4月1日からと記載することによろしいか。

(A) 計画等の実施に当たっては、本人やご家族に説明し、同意を頂いてからケアを開始すると思いますので、作成・変更した計画書について本人・家族の同意を得た日が開始日となります。



- ▶ Q34 LIFE上のデータの保存期間について、サービス終了者のデータの保存期間をどうすべきか？終了後も保存し続けるべきか？保存し続ける場合はいつまでか？

(A)利用者の様式情報一覧から登録した様式情報については、特段削除する理由等がないようであれば、削除せず残したままとしてください。もしサービスの利用を終了された利用者について、今後データを登録・閲覧する可能性がなく、様式情報一覧管理画面で当該利用者を非表示としたい場合には、様式情報一覧画面で様式は削除せずに、「利用者情報一覧」から当該利用者を削除いただければと思います。

- ▶ Q35 既往歴データは入所後の既往歴でよいか。それとも入所前・入所後両方ともに必要になりますか。

(A)初回の提出頂く既往歴は、入所前・後の両方となります。入所前については、分かる範囲で構いません。

日本中の介護データを集め、 ケアの根拠にするのがLIFE

LIFEはシンプルにいうと日本中の介護データを集中的に集める取り組みです。つまり、私達が日常ケアの根拠として集めているデータを定期的に国の集中管理システム=LIFEに提供し、LIFEはその情報（ビッグデータ）を解析して私達に解析情報を提供、更には世界最先端の高齢者大国日本が進むべき道標を示してくれるということになります。

介護は数値的に評価することが難しく、どちらかというと感覚的な評価（例えば「笑顔が見られました」「お元気で過ごされました」など）が主流でした。

もちろん、この感覚的な評価・情報も大事ですが、何が根拠なのか分かりにくいです。

科学的にデータ分析した指標がなければ、具体的な改善の指標を示すことも出来ません。

ケアの根拠だけではなく、利用者や職員のモチベーションアップ活用したら、目的ある介護が出来るからもっと皆が良くなるよね！ということになります。



ERPナビなら企業経営の課題を 解決する製品が必ず見つかります

URL <https://www.otsuka-shokai.co.jp/erpnavi/>

ERPナビ



ERPナビとは

大塚商会が運営する、基幹業務システム・ERPの情報サイトです。新製品や新機能の情報掲載、導入事例を紹介する動画の配信、法改正など注目すべきテーマへの対策、最新のIT情報、専門家によるコラムなど、ERP関連の情報を幅広く発信しています。

ERPナビの特長

- 約160点を超える製品をご紹介
- 40種類の製品カタログを無料でダウンロード可能
- 約200件の導入事例が閲覧可能
- お見積り、訪問デモンストレーション依頼もERPナビから！

多彩な切り口でシステムが探せる！

業種・業界をはじめ、会計・財務、販売・購買、人事・給与などの業務内容や、人事・総務・経理・営業といった部門の切り口もご用意しています。多彩な探し方でお客様が求める製品情報まで誘導します。

大塚商会の基幹業務システム

SMILE



時代の変化と共に進化を続けてきた「SMILE」シリーズに、新シリーズが誕生しました。新たな機能も追加され、より強力にお客様の業務をバックアップします。

業種・業界で探す



業務で探す



部門で探す



業種・業務・部門別にさまざまなカテゴリーから、目的にあったシステム・アプリケーションを探せます。

さらに詳しく！
業種に特化した専門サイト



製造業向け
生産管理ナビ



医療・介護業界向け
医療・介護ナビ



アパレル・ライフスタイル業向け
ライフデザインナビ



●会社名、製品名などは、各社または各団体の商標もしくは登録商標です。 ●この資料の内容は、予告なく変更する場合があります。
●この資料の記載内容は2021年1月のものです。 Copyright© 2021 OTSUKA CORPORATION All Rights Reserved.

ERPNAVIへは、パソコン・タブレット・スマートフォンからも簡単に！

ERPNAVI

ERPナビ



株式会社 大塚商会

<https://www.otsuka-shokai.co.jp/erpnavi/>

業種SIプロモーション部 0120(220)449

営業時間 / 9:00~17:30(土・日・祝日を除く)
東京本社 〒102-8573 東京都千代田区飯田橋2-18-4
札幌・仙台・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・福岡